

過少利用状況における 林野コモンズの利用

1 コモンズとは何か

北米を中心とする海外では昭和の終わり頃から、また、日本国内でも平成初年頃から、コモンズ研究が一部の研究者の間で注目されるようになりました。コモンズ（commons）とは、直訳すると「共有地」または「共有資源」ですが、日本の入会林野もコモンズの一つとして知られています。入会林野については、日本では従来、林政学や法社会学の分野で研究されてきました。林政学分野では、現実にある入会林野を解消すべきかあるいは残存させるべきかという実的な問題が、法社会学分野では、民法によって「各地方の慣習に従う」とされた入会権の実態把握が探求されてきました。しかし、海外のコモンズ研究者の関心は日本の入会研究者の関心とは異なるもの

でした。

2 協力行動とコモンズ研究

コモンズ研究が関心を集めた理由の一つに「協力行動」研究への貢献が挙げられます。協力行動研究の主要なテーマは、人びとがなぜ協力するのかというシンプルな課題ですが、経済学、政治学、社会学などの社会科学分野の多くの研究者が取り組んできた課題です。協力行動について、研究者たちは、昭和60年頃までは、理論的にも、また、現実社会においても、ごく限られた条件でしか生起しないと考えてきました。しかし、コモンズに対する多くの研究者の関心を高めた第一人者の一人、エリノア・オストロムは、世界中のコモンズの歴史や現状を調べた結果、ある一定の条件を満たせば、非常に長期的な協力行動を観察するこ

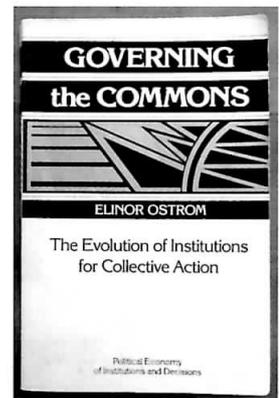


図1 「ガバニング・ザ・コモンズ」

とができることを明らかにしました。このことを述べたのが、平成2年に出版された著書『ガバニング・ザ・コモンズ』（図1）でした。その条件とは、①コモンズの境界が明確に定義されていること、②コモンズに対する権利と義務のバランスが取れたルールであること、③利用者が自らルールを修正できること、④利用者がお互いにルールを破らないよう監視が行われていること、⑤ルールを破った場合には罰則が適用されること、⑥争いが起こった場合にそれを解消する仕組みが備わっていること、⑦利用者自らがルールを定める権利が部外者によって侵害されないこと、⑧コモンズにかかわる決定が組織的に行われること、という8つの条件でした。この研究を

きっかけとして、調査や実験によって人々が協力する条件を明らかにする多くの研究が生まれ、さらにはそうした条件の理論化が進みました。オストロムの著書は、後進の多くの研究者が参照する古典的な文献の一つとなりました。

3 過少利用状況における協力行動

先に述べたように、日本の入会林野研究は、以上に述べたような北米中心のコモンズ研究の潮流とは異なるかたちで進められてきました。その主な要因として、海外のコモンズ研究者たちは、過剰利用状況にあるコモンズ、すなわち、資源を利用したい人は大勢いるものの供給できない資源が限られている状況を想定していました。しかし、近年の日本の入会林野ではむしろ、供給できる資源は比較的豊富に存在しているものの、それを利用したい人が少ないために、資源がうまく管理されないという問題が発生していました。たとえば、共同で管理してきた草地から得られるカヤや飼料などの資源は、大勢の人々が利用することが資源維



図2 乾燥初期 (左) と乾燥後 (右) のゼンマイ

持に結び付いていました。しかし、その資源の利用者の減少とともに資源が劣化し、資源を供給する能力のある土地が豊富に存在していても、残された利用者あるいは別の潜在的な利用者には利用できなくなってしまう。こうした状況はしばしば過少利用状況と呼ばれます。

では、過少利用状況にある入会林野をうまく管理するためには、何が必要でしょうか。筆者は福島県会津地方で、ゼンマイ採取を中心として古くから行われていた山菜・キノコ利用について研究しました(図2)。会津地方では山菜・キノコ利用については基本的に共有林として集落が利用や管理のための意思決定を行っていました。調査を行った10集落の共有林のうち、5集落で部外者入山制が行われていました。そのなかには、わらび園などのように比較的狭い地理的範囲で入山料をとるものや(図3)、広域の山林で入山料をとるもの(図4)がありました。入山料制が実施されている集落には毎年数十万円〜数百万円の入山料収入が得られ、その利益は共有地の管理等に使用されていました。

過少利用問題に関してこの研究から得られた解決策の一つは、従来の資源の利用者だけでなく、部外者にも利用してもらおう、というものです。ただし、単に部外者に対して資源を開放してしまえば、資源が劣化してしまう可能性もあります。そこで、



図3 わらび園 (左) とわらび (右)

一定のルールのもとで部外者入山を認めることが重要です。また、ルールを運営する側に一定の利益がなければ運営自体が困難になります。つまり、入山する部外者から入山料などの形で収益を得なければ、持続的な運営は困難です。

以上のように過少利用状況におけるコモンズ利用の成功条件の研究は始まっていますが、まだそれほど研究が進んでいません。今後、ほかに重要な条件が明らかにされ、過少利用状況という問題の解消に結び付くことを期待しています。

森林総合研究所東北支所

林 雅秀



図4 採取禁止区域を示す案内 (広範囲の入山料制では、採取禁止区域の掲示が必要になる)